

項目(注1)	現在利用できる制度	論点	第10回検討会でのご意見
一時金(死亡・障害)	犯給制度(遺族給付金 ※約2,960万円～320万円/ 障害給付金 ※約3,970万円～18万円) ただし、犯給制度による支給は、用途を限っていないため、下記の個々の損害等の補てんに用いることも想定される。	・H20年度改正後の具体的なニーズは？ ・[支払方法] 実現可能な仮払いの方法は？ ・犯罪被害者に特化して、下記のような個々の項目に対する支給制度を設けたとした場合(特に生活費保障をするとした場合)、それら個別の支援とは別に一時金を支給する場合の根拠及びその場合に相当な金額(注2)	岩) 要綱案では、一律1200万円となっているが、被害者がおかれている個別事情の考慮は？
生活保障(注3)	死亡	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害を理由として、その後の生活保障を行うか。(被害による損害と生活保障の関係…注4) 保障するとして、 <ul style="list-style-type: none"> 相当な生活水準(「平穏な生活」の水準) 保障する期間(「平穏な生活」に戻ったと解し得る判断基準) 犯罪被害との因果関係？ 算定・支給事務を担当する体制 	岩) 立ち直り、自立の観点から問題 例: 就職するまでの支給=就職しないインセンティブとなる。相談支援の問題も検討すべきでは？ Compensation ≠ guarantee 水準が相当変わる また犯罪被害者以外の経済的困窮者との公平性が問題 黒) 国民の納得を得られる理念の議論が必要。国に補償の義務がある？根拠？+財源問題
	遺族年金制度(遺族基礎年金) ※年額786,500円+子の加算額		
	遺族年金制度(遺族厚生年金)		
	障害		
障害	障害年金制度(障害基礎年金) ※年額983,100円(又は786,500円)+子の加算額 障害年金制度(障害厚生年金)		
休業補償	犯給制度(重傷病給付金) ※上限120万円(休業損害を考慮した額が加算される)	<ul style="list-style-type: none"> 保障するとした場合の <ul style="list-style-type: none"> 休業補償の範囲(家族の休業？補償金額？) 算定・認定方法 算定・支給事務を担当する体制 	

(注1) 松村構成員からご提出の犯罪被害者補償制度案要綱から項目を抜粋

(注2) 国において犯罪被害による損害の補てんを(全額)行うか(その場合は、個別の損害額認定手続きが必要となってくると思われる)？

(注3) 要綱案では、生活保障について年金型を提案されているところであるが、一時金を受給者個人で年金化することは可能であるため、支払方法についての議論に先行し、① 生活保障をするかどうか、② 生活保障をするとしてその範囲の問題、として論点設定をした。

(注4) 要綱案では、損害賠償として加害者から受け取った金額は、生活保障(年金)の受給要件としての現在資力に算入することとされている(第15項)。

その他、各種項目として支給するとした場合に受給者の範囲としての問題点:

- 過去の犯罪被害者(要綱案の中では年金受給対象者の中に過去の犯罪被害者が含まれている。)
- 外国での犯罪による被害者

治療費	医療保険制度(医療費の原則7割, 高額療養費) 犯給制度(重傷病給付金, 医療費の自己負担額) ※上限120万円 障害者自立支援法(自立支援医療) ※ 支給額: 医療費から保険負担分を除いた額から、所得に応じた自己負担分(月額0円～20,000円)を除いた金額 ※ 支給対象者: 障害者等であって、その心身の状態からみて自立支援医療が必要である者 ※ 犯給制度で重傷病給付金を支給できる場合は、犯給制度を優先	<ul style="list-style-type: none"> 現状の制度で支障が生じている範囲 被害直後で生じている問題 	
付添介護費	障害者自立支援法(居宅介護(通院等介助)) ※ 支給額: 要した費用から所得に応じた自己負担分(月額0円～37,200円)等を除いた金額 ※ 支給対象者: ① 身体介護を伴う場合…障害程度区分2以上の者で障害程度区分認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定された者 ② 身体介護を伴わない場合…障害程度区分1以上の者 介護保険制度(要介護認定に応じて介護サービス費の原則9割, 高額介護サービス費) 障害者自立支援法(移動支援) ※ 支給額: 自治体によって異なる。 ※ 支給対象者: 障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者		
自宅改造費	障害者自立支援法(日常生活用具給付等事業) ※ 支給額: 自治体によって異なる。 ※ 支給対象者: 重度の身体障害者等であって、日常生活用具を必要とする者 介護保険制度(要介護認定に応じて介護サービス費の原則9割, 高額介護サービス費)	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者中、国民一般に適用される制度では救済されていない範囲(ニーズ状況) 	岩) 現物支給とする場合、医療(介護についても同様)の過剰消費・過剰供給が生じる問題点がある。 内) 医療機関で「犯罪被害者だ」とどう判断できるか。 番) (被害者)カードの発行等？
義足義肢	障害者自立支援法(補装具費の支給) ※ 支給額: 要した費用から所得に応じた自己負担分(月額0円～37,200円)を除いた金額 ※ 支給対象者: 補装具を必要とする障害者等	<ul style="list-style-type: none"> 現制度側で被害者への適用を拒んだ等→現制度の運用上の問題 制度の欠缺 	警) 現状でも裁定に時間が必要→被害直後の認定の困難性あり
ハウスキーパー費用	障害者自立支援法(居宅介護(家事援助)) ※ 支給額: 要した費用から所得に応じた自己負担分(月額0円～37,200円)等を除いた金額 ※ 支給対象者: 障害程度区分1以上の者 介護保険制度(要介護認定に応じて介護サービス費の原則9割, 高額介護サービス費)	<ul style="list-style-type: none"> (制度の欠缺部分について)犯罪被害者の枠組みとして、国民一般向け制度とは別に上乗せした制度を設けるか。 設けるとして必要な事務処理体制 	川) 現状の重症病給付金の上限の枠を取っ払えないか。
カウンセリング費用	・ 現物給付(相談センター、警察等)		
リハビリ費用	障害者自立支援法(自立訓練(機能訓練)) ※ 支給額: 要した費用から所得に応じた自己負担分(月額0円～37,200円)等を除いた金額 ※ 支給対象者: 身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等 介護保険制度(要介護認定に応じて介護サービス費の原則9割, 高額介護サービス費)		
介護費用	障害者自立支援法(居宅介護(身体介護)) ※ 支給額: 要した費用から所得に応じた自己負担分(月額0円～37,200円)等を除いた金額 ※ 支給対象者: 障害程度区分1以上の者 介護保険制度(要介護認定に応じて介護サービス費の原則9割, 高額介護サービス費)		
通院交通費			